

平成 27 年度 事業計画

1 基本方針

本県における担い手の農地利用が全農地の9割を占める農業構造の実現を目指し、農地中間管理機構として、県、市町、農業委員会、農業協同組合等関係団体と連携を図りながら、担い手への農地集積・集約化に積極的に取り組む。

このため、農業委員会による意向確認調査や市町による「人・農地プラン」のアンケート調査、関係機関による経営規模縮小農家等の農地情報の収集に努め、農業経営の規模拡大・効率化を進める担い手とのマッチングを推進するとともに、耕作放棄地の有効利用を促進するため、耕作放棄地解消対策の強化を図る。

諫早湾干拓農地については、環境と調和した先進的な営農確立に向け、県をはじめ関係機関と連携の下、農地リース事業を推進する。

また、潮受堤防排水門開門訴訟及び開門差止仮処分については、平成25年11月12日の開門差止の仮処分決定を得たが、国が明確な態度を示さないため、双方が間接強制手続を行うなどの状況にあり未だ係争中であるが、干拓地での営農が安定的に継続できるよう今後とも農地借受者等とも連携し、干拓営農を守るための活動を行う。

2 事業内容

(1) 農地中間管理事業

① 農地貸借事業

地域内の分散、錯綜した農地を集約する必要がある場合や経営規模の縮小・離農等を図る農業者等が所有する農地、利用可能な耕作放棄地について、農地中間管理機構である公社が借り受け、規模拡大を目指す認定農業者、農業生産法人、集落営農組織等の担い手がまとまった形で農用地の利用ができるように配慮をしながら貸付を行う。

(事業計画)

区 分		面 積 (h a)	備 考
農地貸借事業	借受面積	940 ha	管理農地140ha
	貸付面積	800 ha	

② 農地売買事業

経営規模の縮小や離農を図ろうとする農業者がその農地の売却を希望する場合に、規模拡大等を図ろうとする担い手との農地売買の仲介をすることで農地の有効利用を促進させる。

(事業計画)

区 分		面 積 (h a)	備 考
農地売買事業	買入面積	3 ha	全国農地保有合理化協 会の短期借入金活用
	売渡面積	3 ha	

③ 農地利用条件改善事業

農地中間管理機構を介して、規模拡大を図る農業者が希望する場合に利用条件の改善を行い、貸し付ける。

(事業計画)

区 分		面 積 (h a)	備 考
農地利用条件改善事業	整備面積	10 ha	国1/2 借入金1/2

(2) 耕作放棄地解消総合対策事業

① 耕作放棄地有効利用促進事業（県単 平成19年度～）

耕作放棄地を新たに引き受けて耕作を開始する農業者等に、復旧費用を助成し、農地の有効利用等を促進する。

（事業計画）

事業名	助成単価等	面積	備考
耕作放棄地有効利用促進事業	基本単価 30千円/10a 大規模加算 5千円/10a 重機加算 10千円/10a	10ha	H26年度計画 30ha

② 新規就農促進基盤整備支援事業（県単 平成24年度～）

公社が中間保有又は中間保有予定の耕作放棄地について、市町が実施する耕作放棄地解消整備事業によって優良農地とし、新規就農予定者及び前年度就農者へ無償で貸し付けることによって新規就農の促進を図る。

（事業計画）

事業名	助成単価等	面積	備考
新規就農促進基盤整備支援事業	国50%、県30%、 市町15%、受益者5% (公社から助成)	1.8ha	H26年度計画 2.0ha

(3) 諫早湾干拓農地保有管理事業

平成25年度から新たな5年間の利用権を更新している。農地借受者の営農計画達成に向けた営農活動の支援及び環境保全型農業の実施に関する協定の推進並びに農地の管理・作付状況の実態把握等を関係機関と連携し推進する。

潮受堤防排水門開門問題については、農地借受者等とも連携して、開門阻止訴訟等の活動を行う。

① 諫早湾干拓農地貸付計画

利用権の更新に当たり、リース料を10アール当たり標準2万円としている。徴収確保に努める。

借受者	面積	賃貸料	備考
40件	666ha	130,000千円	試験栽培5.7ha

② 宅地等用地

関係機関とも連携を図りながら、宅地等用地の売却促進に努める。

(参考)

	区画数	面積 (m ²)	備考
全体	91	84,703.53	取得額 341,000千円
緑地等	16	14,320.86	売却対象外
宅地			
総数	75	70,382.67	
売却済み	34	30,172.27	
未売却	41	40,210.40	